

日本郵政グループ3社の株式上場について

2 0 1 5 年 1 月 1 6 日



目次

1－1．	日本郵政グループ3社の株式上場について	・ ・ ・	p. 2
－2．	日本郵政グループ上場スキーム（イメージ図）	・ ・ ・	p. 3
2－1．	株式上場に向けたこれまでの経緯	・ ・ ・	p. 4
－2．	郵政民営化法上の株式処分スキーム	・ ・ ・	p. 5
－3．	日本郵政株式会社の株式の処分について（抜粋） （2014年6月5日財政制度等審議会答申）	・ ・ ・	p. 6
3－1．	親子上場について	・ ・ ・	p. 7
－2．	親会社を有する会社の上場に対する考え方についての通知	・ ・	p. 8
－3．	中核的な子会社の上場についての通知	・ ・ ・	p. 9
－4．	東京証券取引所 有価証券上場規程等	・ ・ ・	p. 10
4－1．	流通株式比率について	・ ・ ・	p. 11
－2．	過去のIPOの例	・ ・ ・	p. 12
5－1．	新規業務に関する規制	・ ・ ・	p. 13
－2．	参照条文（新規業務に関する規制関連）	・ ・ ・	p. 14
6－1．	日本郵政株式会社の主幹事証券会社	・ ・ ・	p. 15
－2．	主幹事証券会社の役割	・ ・ ・	p. 16

1-1. 日本郵政グループ3社の株式上場について(2014年12月26日公表)

1. 株式上場スキーム

今般、当社は、株主たる財務省とも協議の上、日本郵政グループ3社(日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の株式上場について、以下のとおり対応することとした。

(1) 株式上場の時期

郵政民営化の推進、復興財源への貢献及び経営の自由度確保等のため、来年度半ば以降、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の金融2社の株式についても、同時に売出し・上場することを目指す。

(2) 売却規模

今般の各社株式の売却規模については、市場に混乱を生じさせることなく、円滑な消化が可能と見込まれる規模とする。具体的な売却比率は、東京証券取引所と新規上場時の流通株式比率に関する特例制定について調整のうえ、有価証券届出書の提出時に公表する。

なお、今後の金融2社株式の売却については、郵政民営化法において、日本郵政株式会社が保有する金融2社株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとしている。この趣旨に沿って、金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく。

(3) 金融2社株式の売却収入の用途

金融2社株式の売却による日本郵政株式会社の収入については、今後の日本郵政グループの企業価値及び株式価値の維持・向上のために活用していく。

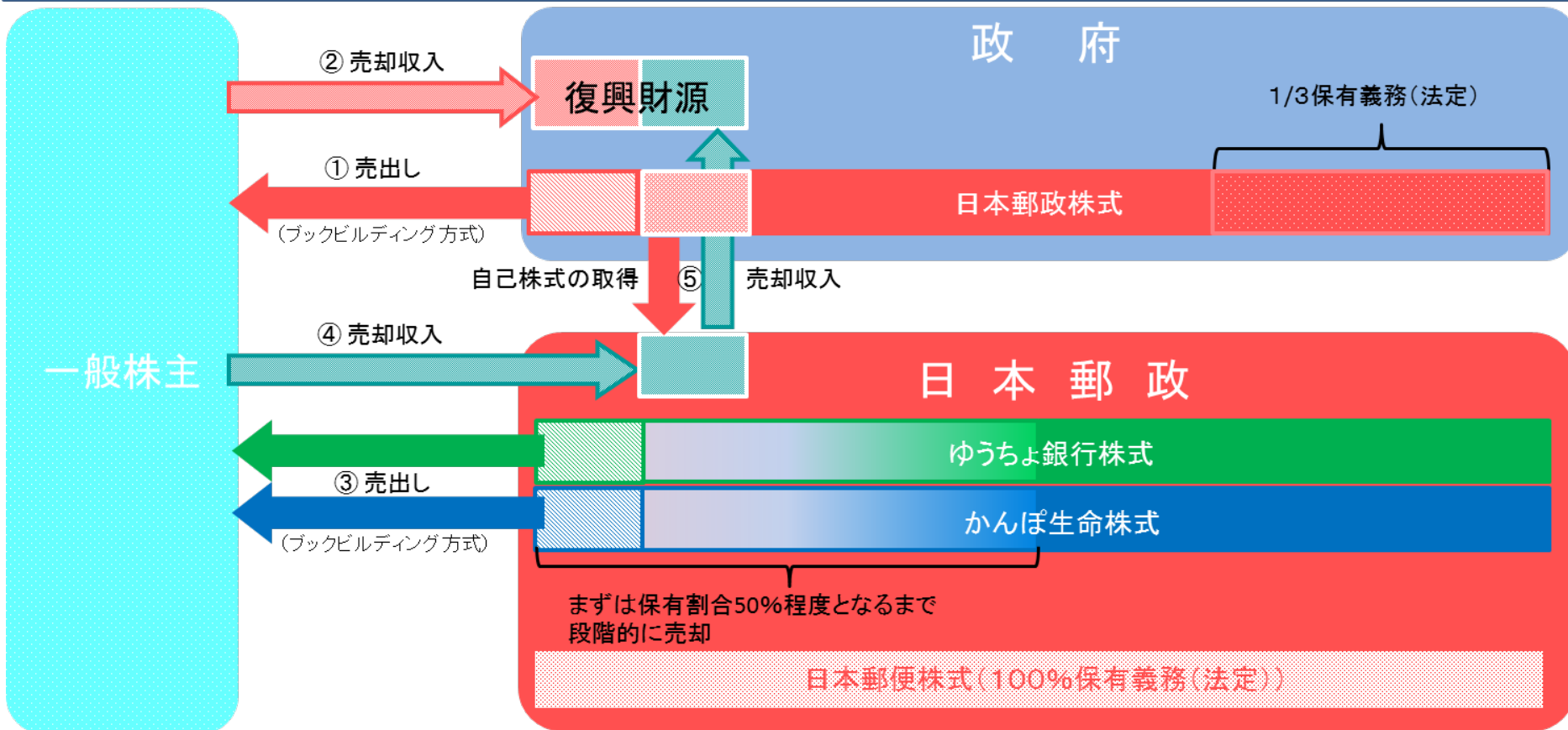
なお、今般の新規上場時における金融2社株式の売却収入については、日本郵政グループの当面の資金需要は手元資金の充当で足りることを考慮し、日本郵政株式会社の資本効率の向上、政府が保有する株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するため、政府からの日本郵政株式会社の株式(自己株式)の取得資金に充てることを想定している。

2. 上場時の金融2社の主幹事証券会社

上場時の金融2社の主幹事証券会社については、財務省による日本郵政株式会社の主幹事証券会社の選定における選考基準が金融2社の主幹事証券会社を選定する際に考慮すべき要素を包含しており、かつ当社としてもその選定理由や選定結果も合理性及び妥当性を有するものと考えていること、3社同時上場という実質的な関連性の高い案件を統一的・効率的かつ円滑に進める必要があること、主幹事証券会社による審査対応の重複を避けることから、日本郵政株式会社の主幹事証券会社と同一とする。

1-2. 日本郵政グループ上場スキーム(イメージ図)

- 政府が、日本郵政株式を売出し・上場(①)
 - ⇒ 政府は、売却収入を復興財源に充当(②)
- 日本郵政が、同時に、金融2社(ゆうちょ銀行・かんぽ生命)株式を売出し・上場(③)
 - ⇒ 売却収入は、日本郵政の企業価値及び株式価値の維持・向上に活用(④)
 - ⇒ 今般の売却収入は、政府保有の自己株式の取得に活用し、復興財源に充当(⑤)



郵政民営化法第7条

1 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。

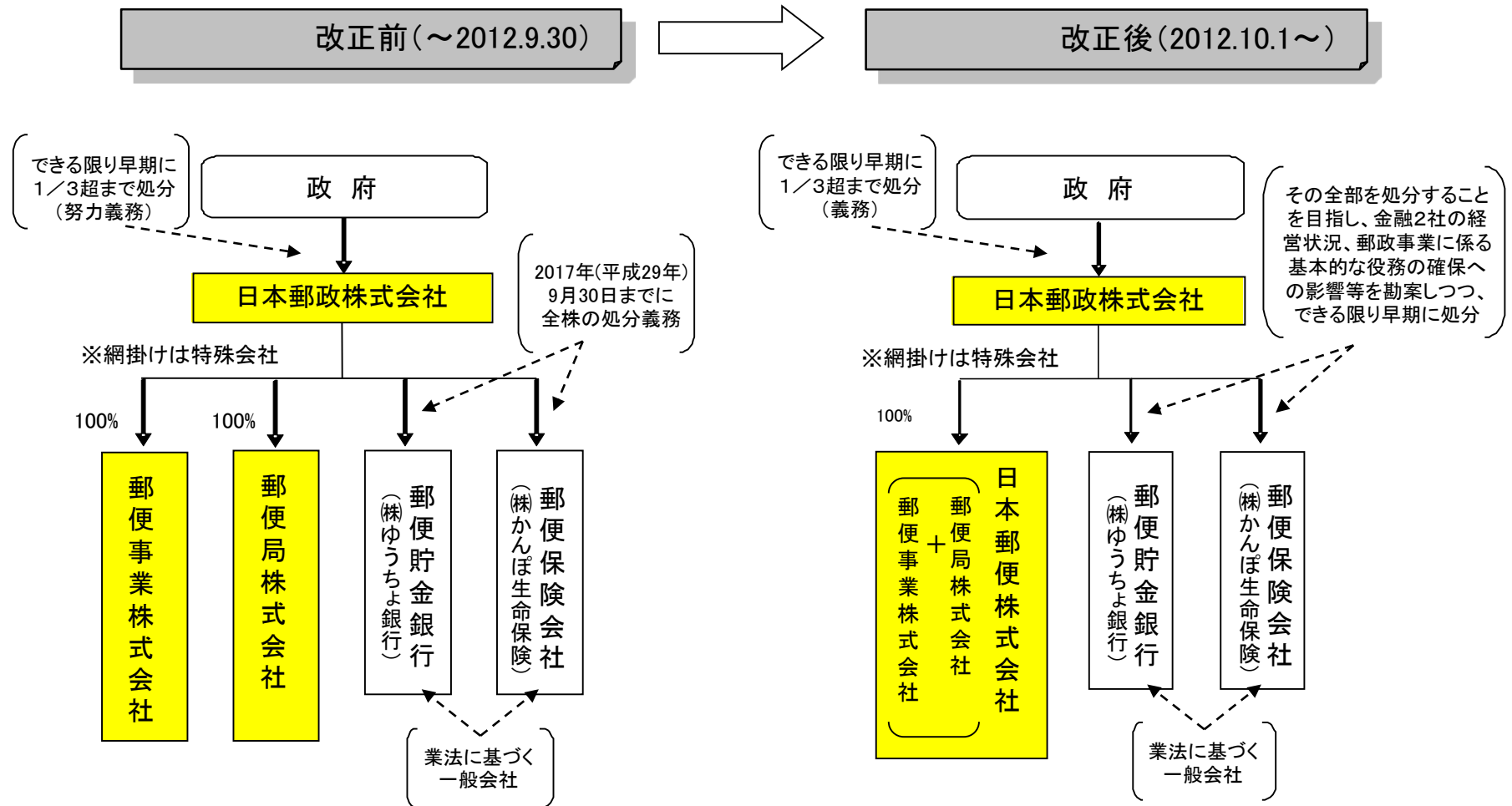
ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務（注：ユニバーサルサービス責務）の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

2-1. 株式上場に向けたこれまでの経緯

2011(平成23)年11月30日	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 成立 (附則) 第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。)について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。
2012(平成24)年4月27日	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 成立 (新会社の株式) 第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。 (郵政事業に係る基本的な役務の確保) 第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。 2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。 (株式の処分) 第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。 2～4 (略)
10月29日 2013(平成25)年1月29日	郵政民営化委員会において「日本郵政グループの株式上場等」説明 復興推進会議において「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」決定 2. 財源 「集中復興期間」における復旧・復興に充てる財源として、これまで19兆円程度が確保されている。 今般、日本郵政株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を追加する他、23年度決算剰余金等により2兆円程度を確保することにより、「集中復興期間」の財源として、合計25兆円程度を確保する。
2014(平成26)年4～6月 6月5日 10月1日 12月26日	財政制度等審議会 国有財産分科会 「日本郵政株式会社の株式の処分について」答申 財務省 日本郵政株式会社株式の売出しに係る主幹事証券会社選定 日本郵政株式会社「日本郵政グループ3社の株式上場について」公表
2015(平成27)年度 半ば以降	 上場申請 日本郵政グループ3社同時上場(目標)

2-2. 郵政民営化法上の株式処分スキーム



2-3. 日本郵政株式会社の株式の処分について(抜粋)

(2014年6月5日財政制度等審議会答申)

2. 基本的考え方

日本郵政株式の処分に当たっては、基本的には以下のような考え方で取り組むことが適当である。

- (1) 日本郵政株式の売却については、国民共有の貴重な財産であることに配慮しつつ、公正な価格及び方法により行うことが必要である。
- (2) 可能な限り政府の売却する株式が特定の個人・法人に集中することなく、広く国民が所有できるよう、広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により行う必要がある。
- (3) 日本郵政の企業規模に鑑みれば、売却の実施に当たっては、政府において証券・金融市場の動向等に特段の配慮をして、売却時期、売却規模等については慎重に判断することが必要である。
- (4) 日本郵政においては、投資家保護等の観点から、上場企業にふさわしい一層の効率的経営に努めるとともに、事業内容等について、法令に基づく事項のほか、必要な情報の適切な開示を行うことが必要である。
- (5) 日本郵政が保有しているゆうちょ銀行株式会社及びかんぽ生命保険株式会社(以下「金融2社」という。)の株式は日本郵政の資産の大部分を占めているため、特に新規公開時においては、金融2社株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながることにならないよう、主幹事証券会社等の専門的立場からの意見を参考としつつ、政府及び日本郵政は適切に対応するべきである。また、対応の結果については、政府及び日本郵政において、国民への説明責任を十全に果たすとともに、市場における透明性を確保することが必要である。

3. 売却実施に当たり留意すべき事項

(1) 売却方法

イ～ハ(略)

二 以上の点を勘案すれば、日本郵政株式の売却方法としては、ブックビルディング方式により売出価格を決定し、証券会社が引受けを行うことが適当である。

(2) 売却価格

ブックビルディング方式のプロセスにおいては、想定発行価格、仮条件の価格帯及び売出価格をそれぞれ決定することとなる。

日本郵政株式の売却価格を公正なものとするためには、上記の価格等の決定についても、売出人たる財務省が、主幹事証券会社から関係する情報の提供を十分に受け、合理的なものであると確認した上で決定することが必要である。

なお、第二次売却以降では市場価格が形成されているが、その際、過去の政府保有株式売却や一般企業の時価発行増資の場合と同様に、市場価格を基準価格としてそれを若干割り引いた価格を売却価格とすることは差し支えないと考える。

(3) 売却時期

市場価格及び株式市場全般に対する悪影響をできる限り回避しつつ株式の円滑な消化を図るため、売却時期の決定に際しては証券・金融市場の動向に特段の配慮をするとともに、売却開始までの間に株式市場の混乱等不測の事態が生じた場合には、時期を変更する等の弾力的対応が必要である。

(4) 売却規模

売却株式数については、証券・金融市場の動向、日本郵政株式に対する投資家の評価等を見極めつつ、市場価格及び株式市場全般に大きな混乱を与えることなく円滑な消化が可能と見込まれる規模とする必要がある。

その場合、日本郵政の企業規模や過去の民間企業の株式の売出規模に鑑みれば、発行済株式数に対する売出株式数の割合を一定程度に抑えることが合理的である。そのため、証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい。

(5)～(6)(略)

3-1. 親子上場について

- 東京証券取引所において親子上場は禁止されていないが、子会社の株主の権利や利益への配慮の観点から、親会社からの独立性の確保、親会社の開示の適正性（親会社の上場等）が求められている。

〔有価証券上場規程第207条第1項、上場審査等に関するガイドラインⅡ3、5〕

親会社からの独立性の確保（ガイドラインⅡ3(3) 企業経営の健全性）

- a 事業内容の独立性（親会社の一事業部門と認められる状況にないこと）
- b 取引の独立性（通常と著しく異なる条件での取引等の強制・誘引がないこと）
- c 出向者の受入れ状況（親会社等に過度に依存していないこと等）

親会社の開示の適正性（ガイドラインⅡ5(4) 企業内容等の開示の適正性）

- ・親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること
 - a 親会社等が上場されていること
 - b 親会社等が上場していない場合、子会社の経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握し、投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること

3-2. 親会社を有する会社の上場に対する考え方についての通知

東 証上場第11号
平成19年6月25日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所は、平成19年4月24日に当取引所が公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の実行計画に基づき、親会社を有する会社の上場（以下「子会社上場」といいます。）に対する当取引所の考え方を下記のとおりとりまとめましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

子会社上場は、子会社による独自の資金調達力が高まること等を通じて子会社の持続的な成長の実現に寄与する、新たな投資物件が投資者に対して提供されるなど、国民経済上の意義があります。現に、これまでの子会社上場の事例のなかにも、優良な投資物件として投資者から高い評価を受けている会社があります。

その一方で、子会社上場には独自の弊害があることが指摘されています。例えば、親会社と子会社の他の株主の間には潜在的な利益相反の関係があると考えられますので、親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等を強いられる、資金需要のある親会社が子会社から調達資金を吸い上げる、上場後短期間で非公開化するなど、子会社の株主の権利や利益を損なう企業行動がとられるおそれが指摘されています。

親会社にとっても、自身の短期的な単体決算対策のための子会社上場や、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であるという批判を受けるケースが見受けられます。また、本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえでは必ずしも望ましいこととはいえません。

このように、子会社上場は、その国民経済上の意義及び投資者に多様な投資物件を提供するという証券取引所に期待される役割に照らして、一律的に禁止するのは適当でない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策とは言いきれないと考えます。

したがって、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような子会社上場の特性を十分に配慮のうえでその方針を決定していただくとともに、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

また、親会社を有する上場会社の皆様におかれましても、上記のような子会社上場の特性を十分配慮のうえ、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

以上

3-3. 中核的な子会社の上場についての通知

東 証上審第235号
平成19年10月29日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所は、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所及び株式会社ジャスダック証券取引所と、別紙のとおり、中核的な子会社の上場に関して考え方を共有することにいたしましたので、上場会社代表者へご通知いたします。

新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、別紙に記載されております観点を十分に考慮のうえでその方針を決定していただくようよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成19年10月29日

上場会社代表者 各位

株式会社東京証券取引所
株式会社大阪証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
証券会員制法人福岡証券取引所
証券会員制法人札幌証券取引所
株式会社ジャスダック証券取引所

中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会

員制法人札幌証券取引所及び株式会社ジャスダック証券取引所は中核的な子会社の上場に関して考え方を共有することといたしました。

昨今、親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社(親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社)の上場意向が散見されております。

このような中核的な子会社の子会社上場は、証券市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えます。

このような状況から、例えば、事業ドメイン(事業目的・内容・地域等)が極めて類似している子会社や、親会社グループのビジネスモデルにおいて、非常に重要な役割を果たしている子会社、親会社グループの収益、経営資源の概ね半分以上を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に判断していくことといたします。

また、こういった子会社上場は、親会社と子会社の上場する証券取引所が異なるケースも想定されることから、各証券取引所が上記のような考え方を共有した上で、対応していくことが望ましいと考えられます。よって、各証券取引所間が必要に応じて情報交換を行い、各証券取引所の自主性を損なうことのない範囲で協調することといたします。

したがいまして、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような観点を十分に考慮のうえでその方針を決定していただくようよろしくお願い申し上げます。

以上

3-4. 東京証券取引所 有価証券上場規程等

○ 東京証券取引所 有価証券上場規程

(上場審査)

第207条

本則市場への新規上場申請が行われた株券等の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) (略)
 - (2) 企業経営の健全性
事業を公正かつ忠実に遂行していること。
 - (3) (略)
 - (4) 企業内容等の開示の適正性
企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。
 - (5) (略)
- 2～5(略)

○ 東京証券取引所 上場審査等に関するガイドライン

II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕

(本則市場への新規上場申請に係る上場審査)

3. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1)～(2) (略)
- (3) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。
 - a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ(新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。)の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。
 - b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常の取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。以下同じ。)と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。
 - c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(内国会社における企業内容等の開示の適正性)

5. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1)～(3) (略)
- (4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。
 - a 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。)が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること(当該親会社等が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)
 - b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

4-1. 流通株式比率について

- 東京証券取引所の上場審査基準においては、市場第一部への上場申請を行う会社については、上場株式数に占める流通株式数の割合（流通株式比率）が35%以上であることが求められている。
〔有価証券上場規程第210条第1項〕
- 一方、財政制度等審議会の答申においては「証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい」と言われている。
〔2014年6月5日財政制度等審議会答申〕
- 当社グループ3社の株式上場においては、具体的な売却比率は、東京証券取引所と新規上場時の流通株式比率に関する特例制定について調整のうえ、有価証券届出書の提出時に公表する。

○ 東京証券取引所 有価証券上場規程

（新規上場時の市場第一部銘柄への指定）

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。）のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）株主数

株主数が、上場の時までに、2,200人以上となる見込みのあること。

（2）流通株式

次のa及びbに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合し、かつ、b又は第205条第2号bに適合すること。

a 流通株式の数が、上場の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

b 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

（3）時価総額

上場日における時価総額が250億円以上となる見込みのあること。

2～4（略）

4-2. 過去のIPOの例

○ 政府保有株式等のIPO案件（売却金額2,000億円以上）の売却金額及び売却割合（※1）

会社名	上場時期	売却金額	売却割合
N T T	1987年 2月	2兆3,746億円	12.5%
J R東日本	1993年10月	1兆759億円	62.5%
J T	1994年10月	5,670億円	19.7%
J R西日本	1996年10月	4,878億円	68.3%
J R東海	1997年10月	4,859億円	60.4%

※1 財務省HP資料より作成

○ 2014年の大型IPO案件（売却金額500億円以上）の売却金額及び売却割合（※2）

会社名	上場時期	売却金額	売却割合
ジャパンドisplay	2014年3月	3,347億円	50.3% (61.8% ※3)
すかいらく	2014年10月	753億円	30.8% (32.3% ※3)
リクルートホールディングス	2014年10月	2,138億円	11.5% (12.0% ※3)

※2 各社有価証券届出書に基づき作成

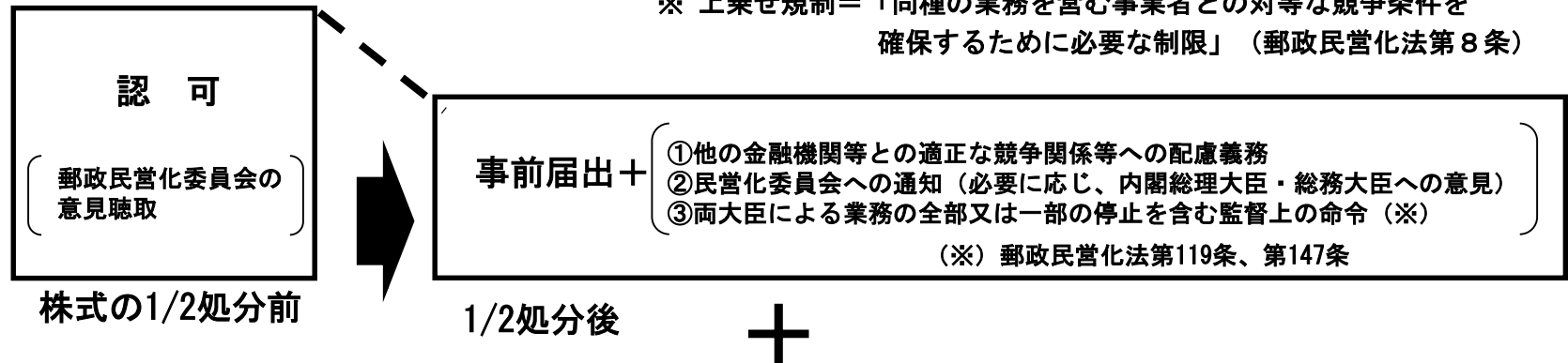
※3 IPO時の増資を考慮した場合の売却割合

5-1. 新規業務に関する規制

- 日本郵政・日本郵便・ゆうちょ銀行・かんぽ生命の4社の業務には、郵政民営化法上「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限」がかけられている（郵政民営化法第8条）。
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命が新規業務を行うためには、郵政民営化法に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣の認可を受けなければならない。認可申請があった場合、両大臣は郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない（郵政民営化法第110条、第138条）。
- 日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式を1/2以上処分した場合、認可制が届出制となり（郵政民営化法第110条の2、第138条の2）、全株を処分した場合、上乗せ規制は適用されない（郵政民営化法第104条、第134条）。

【郵政民営化法】（上乗せ規制 ※）

※ 上乗せ規制＝「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限」（郵政民営化法第8条）



銀行

【銀行法】

銀行法上の承認(※)

生保

【保険業法】

保険業法上の認可

※ 郵政民営化法第98条により、新規業務については銀行法に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）の承認を受けなければならないとされている。

ゆうちょ銀行・かんぽ生命

5-2. 参照条文(新規業務に関する規制関連)

○ 郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）

（業務の制限）

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六略

2～4 略

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

第百十条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（業務の制限）

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類（保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。）

2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六略

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

第百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

6-1. 日本郵政株式会社の主幹事証券会社

- 2014年10月1日、財務省は当社の主幹事証券会社11社を決定した旨公表。
- このうち、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社の4社が、今般のディール全体を束ねる役割を担う「グローバルコーディネーター」として選定。
- また、財政制度等審議会の答申を踏まえ、国内特定区分として2社が選定。

【主幹事証券会社11社】（○＝グローバルコーディネーター）

（国内区分）

- 大和証券株式会社
- 野村證券株式会社
- みずほ証券株式会社
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- SMBC日興証券株式会社

（国内特定区分）

- 岡三証券株式会社
- 東海東京証券株式会社

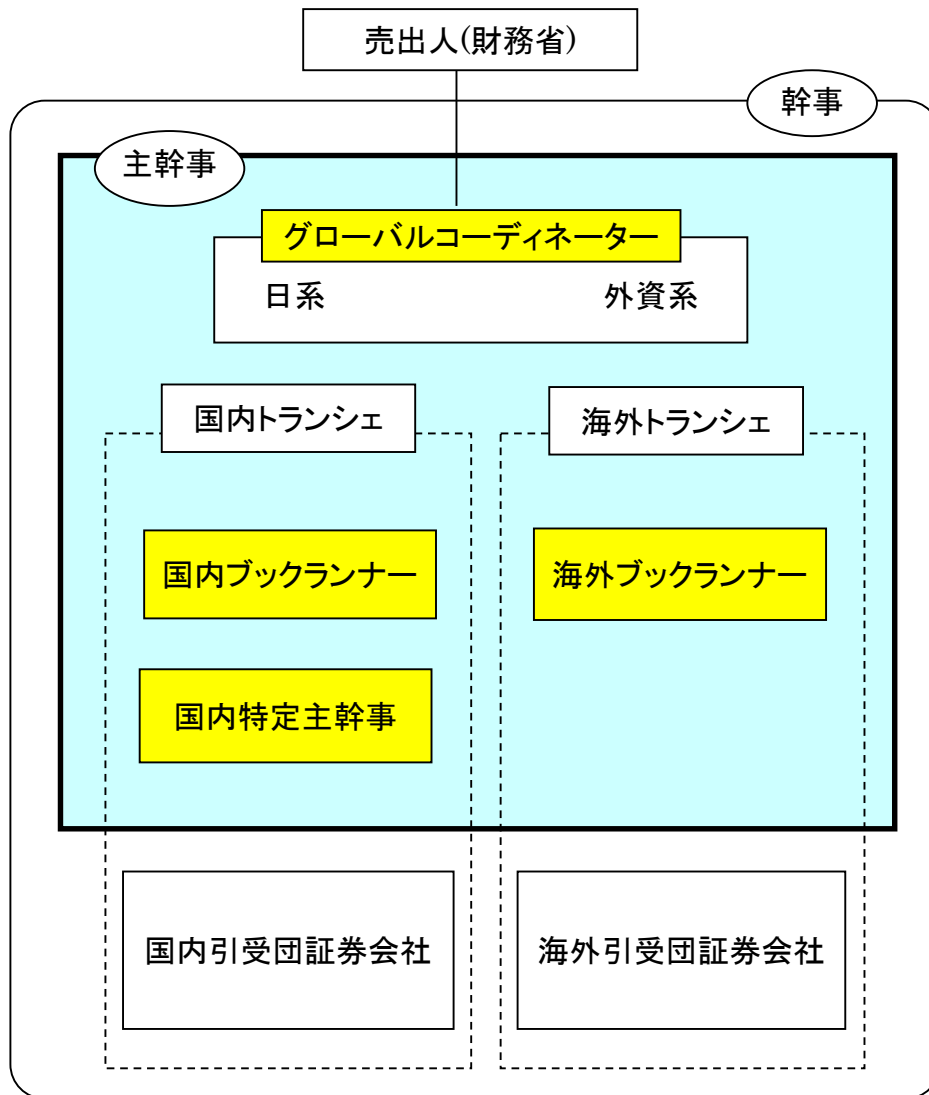
（海外区分）

- ゴールドマン・サックス証券株式会社
- シティグループ証券株式会社
- JPモルガン証券株式会社
- UBS証券株式会社

財政制度等審議会 答申（2014年6月5日）（抜粋）

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成24年4月26日参議院総務委員会）において、日本郵政株式について、「広く国民が所有できるよう努めること」とされていることを勘案すると、より充実した国内販売網を構築するという観点から、例えば地域に根差した販売網を有する国内証券会社を、いわゆるグローバルコーディネーターやブックランナーとは別途の役割を担う主幹事証券会社として選定することも検討に値する。

6-2. 主幹事証券会社の役割



グローバルコーディネーター

- ・ディール全体を束ねる役割
- ・全体的な作業の運営、販売戦略の検討・提案、スケジュールの管理
- ・両トランシェの需要結果を踏まえて、全体の配分を検討・提案

国内／海外ブックランナー

- ・各トランシェにおいて、計画通りの販売を達成するために引受団を運営
- ・投資家の購入需要・購入希望価格等を調査・集計
- ・各トランシェ内での配分権限を有する
- 国内リテール投資家:引受団メンバーごとに配分を決定
- 国内／海外機関投資家:個別投資家ごとに配分を決定

国内特定主幹事

- ・グローバルコーディネーターのエクイティ・ストーリーを踏まえ、これを補強するために、強みのある地域や得意とする顧客層の実情を反映した補助的資料を追加

- ・強みのある地域や得意とする顧客層に対し、上記の資料を用いて販売活動を実施

※実際にどのような業務を行うかについては、主幹事証券会社が決定した後に、グローバルコーディネーター、ブックランナーとの間で調整

本資料は、一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内における当社又はその子会社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。